計画されたハードフォーク及び新コインへの当社対応指針

コインチェック株式会社(以下「当社」といいます。)は、取り扱う暗号資産に係るブロックチェーンについて、プロトコルの後方互換性・前方互換性のない大規模なアップデート(以下「HF」といいます。)の実行が見込まれる場合及び当該HFより新しい別個の暗号資産(以下「新コイン」といいます。)が生じる場合の取扱い及び対応方針を、下記の通りとします。

1. 計画された肝への対応について

- (1) 当社は、当社が現に取扱う暗号資産に対するHFの計画に関する情報収集に努めます。
- (2) 当社は、前項の情報収集によりIFの発生時期、IFの内容、IFを計画する主体、IFの目的及び予測される効果、IFによりお客様に生ずるリスクなど、お客様が暗号資産の利用を判断するために必要となる情報を得た場合、適宜、お客様に提供するよう努めます。
- (3) 当社は、HFによりお客様資産の保全及びお客様との取引の履行に何等かの支障が生ずるおそれがある場合には、HFの発生に備えてあらかじめ本サービスの全部又は一部を一時停止するなどお客様の資産の保全及びお客様との取引を確実に履行するために必要かつ合理的な措置を講じます。また、当社は、本サービスの全部又は一部を一時停止する等の措置を行った場合には、お客様資産の安全性が確認できた場合に限り、かかる本サービスの一時停止措置等を解除します。
- (4) 前項の措置を講ずる場合には、お客様に対して事前に告知します。ただし、緊急に停止せ ざるを得ない場合を除きます。
- (5) 当社は、本サービスの一時停止の開始及び停止した本サービスの再開について、速やかに お客様に告知します。また、再開時期をあらかじめ定めずに本サービスを停止した場合に は、本サービスの再開見込みについて、随時、お客様に情報を提供します。
- (6) HFの発生に伴い行った本サービスの一時停止期間中に生じた暗号資産の価格変動によるお 客様の損失については、当社は一切の責任を負いません。

2. 新コインのお客様への付与について

- (1) 当社は、HFの基となる暗号資産(以下「オリジナルコイン」といいます。)の価値が新コインに移転したと認められる場合には、原則として、新コインをお客様に付与するものとします。
- (2) 当社は、前項に基づきお客様に新コインを付与する場合には、次の各号で定める事項を十分に確認するものとし、すべての事項を満たしていることが確認できない場合、新コインの付与を行わないこととします。ただし、当該新コインが次の各号で定めるすべての事項を満たしている場合であっても、新コインを付与することが経済合理性に欠ける場合またはその他の事情により、当社が付与することが不合理または不適切だと判断した場合は付与しない場合があります。また、HFにより複数の新コインが発生した場合には、発生したそれぞれの新コインについて、付与の要否を判断するものとします。
 - ① 新コインについてreplay-protection等、第三者による不正な移転を防止する措置が講じられていること
 - ② 新コインにお客様の資産を侵害する仕組みが講じられていないこと

- ③ 新コインの有する機能が不法、不正な行為を誘引するものではないこと
- ④ HFを計画する主体による過剰なプレマインなどの利益独占行為が認められないこと
- ⑤ その他、新コインの健全な流通を妨げる事象が認められないこと
- (3) 当社は、前2項に基づき新コインを付与すべき場合、新コインの付与に代え、新コイン相当額の金銭をお客様に交付することがあります。この場合、新コイン相当額を算出する基準をあらかじめお客様に告知します。
- (4) 第1項に基づく新コインの付与時期及び前項に基づく金銭の交付時期は、当社が定めるものとします。当社は、新コインの流通上の安全性等や新コイン相当額等の確認等のため、H Fの直後には新コインの付与及び新コイン相当額の金銭の交付をすることができないことがあります。
- (5) 当社が新コインの付与又は新コイン相当額の金銭の交付を行うと判断した場合であっても、 HFが実行された時点から新コインの付与時点又は新コイン相当額の金銭の交付時点までの 間、継続して当社との利用契約を締結していたお客様以外のお客様は、付与又は交付の対 象にならないことがあります。
- (6) 当社は、お客様に付与するためにあらかじめ取得する場合又は第3項の措置を講じる場合 を除き、お客様の保有するオリジナルコインから生じる新コインを当社がお客様に代わっ て自らが所有するものとして取得又は処分を行わないものとします。
- (7) 当社は、現に当社の取り扱う暗号資産についてHFにより新コインが発生し、お客様の保有するオリジナルコインの価値に影響を与える具体的な可能性を認識した場合には、あらかじめ、当該HF計画の概要及びHFにより生じる新コインの内容、必要に応じて適時、新コインの付与対応について、お客様に告知するものとします。
- (8) 当社は、「Coincheck 暗号資産取引説明書」に記載のとおり、新コインのお客様への付与 その他のお客様保護のために必要な措置に伴い、相当の手数料をお客様に請求することが あります。

3. お客様への告知方法について

本対応指針に定めるお客様への告知及び情報提供は、当社のウェブサイトへの掲載、電子メールの送信またはその他の当社が適切と認める方法で行うものとします。

2018年5月1日(制定)

2019年10月31日(改定)

2020年5月1日(改定)